

孺恋村立孺恋中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年7月 改訂

第1. 策定・目的

本校は、文部科学省のいじめ防止基本方針及び群馬県いじめ防止基本方針を参考に、本校の実態に基づき、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「孺恋中学校いじめ防止基本方針」として以下に定める。

第2. いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

※いじめの定義における4つの要素

①生徒に対して生徒が行う

- ・生徒と他の生徒との間の行為に限定。

②一定の人的関係

- ・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒との人的関係を指す。

③心理的又は物理的な影響を与える行為

- ・物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品を要求されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること。
- ・けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

④心身の苦痛を感じているもの

- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ・いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認が必要である。

第3. 学校の基本方針

- (1) すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめは人権侵害であることを様々な機会に生徒に投げかけ、「いじめを絶対に許さない」という気持ちを共有できる学校にする。
- (4) 常に、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す姿勢を示し、いじめられる側にも問題があるという考えを決して許さない。
- (5) いじめの子どもに対しては、場面を逃さず毅然とした対応を行うとともに、いじめが人権侵害であることを繰り返し伝えるなど粘り強い働きかけを行う。
- (6) 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係機関との連携協力に努める。

第4. 未然防止に向けた取組

【基本姿勢】

規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、生徒の成長を支える発達支持的生徒指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係・学校風土・学級風土をつくる。そのため、いじめを起こさせないための、生徒の自主的・主体的な取り組みを支援する。

1. 授業改善に関する取組

- (1) 校内研修を推進し、生徒が主体的に取り組むことができる課題を設定し、意見交換をしながら学習できるようにする。
- (2) 「学び合い」の場面を授業中に設定し、互いの考えの良さを伝えたり理解したりしながら、より自分自身を高めることができるように授業改善を行う。
- (3) 授業を人権教育の視点で見直し、生徒が互いに協力したり励まし合ったりすることできるようにする。
- (4) 道徳の時間の指導を体験的な活動と結びつけ、実感をもって自他の良さを感知られる指導を推進する。

2. 生徒の友人関係・集団づくり、社会性の育成等を目的とした取組

- (1) 生徒が主体的に取り組むことができるように学校行事を工夫する。人間関係や集団の中の協力関係を構築する力を高めていく。
- (2) 人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。
- (3) 道徳の時間では、規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気等、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、生徒にじっくりと考えさせる。

3. いじめに関する学習への取組

- (1) 学級活動では、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践できるようにする。
- (2) 生徒を中心とした主体的な話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な態度を育てる。

4. いじめをなくすための生徒会の取組

- (1) 生徒会活動を充実させ、生徒が主体となったいじめの未然防止に向けた取組ができるようにする。
 - ・いじめ防止ポスターを作成し、掲示する。
 - ・あいさつ運動を一層充実させる。
 - ・生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を考え、生徒会朝礼等で全体に周知する。
 - ・いじめ防止フォーラム、いじめ防止子ども会議に参加し、先進的な取組をしている学校から学び、自分たちのいじめ防止活動の改善に努める。

5. 保護者や地域に対する啓発の取組

- (1) 保護者や地域の方々に向け、学校の様子を積極的に発信する。
 - ・Web ページや各種・各学年通信等を利用し、学校の様子を常に発信する。
 - ・区長会や民生児童委員との話し合いの場で、地域の区長、民生・児童委員等とも、生徒の様子について、定期的に情報交換を行う。
 - ・保護者や地域からも情報が得られやすくなるよう、日頃から連携を深められるようにする。
- (2) 関係機関との連携を一層充実させる。
 - ・いじめ未然防止の観点から、警察等の関係機関とも連携を図り、定期的に情報交換を行う。

第5. 早期発見に向けた取組

【基本姿勢】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい、けんかを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い。生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断していく。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することを心がけていく。

1. 生徒の些細な変化に気付く取組

- (1) 生徒との日常の交流を通じた早期発見を積極的に行う。
 - ・生活ノートにおける関わりや、チャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる生徒に積極的に働きかける。
- (2) 複数の教員が関わり、いじめの早期発見に努める。
 - ・多くの教職員が、様々な教育活動を通して生徒に係わることで、いじめの早期発見と未然防止につなげる。
 - ・廊下やトイレ、階段等の校内巡視、休み時間や昼休み、放課後の校内巡回等を適宜行う。
- (3) アンケート調査等による早期発見
 - ・月に1度実施する「学校生活アンケート」や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいく。「学校生活アンケート」で得られた情報は全教職員で共有するとともに、生徒指導委員会を中心にして指導方針を示し、改善、解消に向けて取り組んでいく。
- (4) いじめを訴えることの意義やSOSを発信する大切さと手段を周知する。
 - ・いじめの訴えは、人権と命を守ることにつながる行為であることを日頃から指導する。
 - ・学校へのいじめの訴えや相談方法を、生徒、家庭や地域に周知する。
 - ・いじめ対策委員会、スクールカウンセラー、教育相談・生徒指導担当等の紹介と周知を図る。
 - ・関係機関へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・関係機関の連絡先を配布物、ポスターやカード等で繰り返し周知する。
- (5) 教育相談を通じた早期発見
 - ・定期的な面談の実施や生徒の希望で面談ができる体制、チャンス相談の体制を整える。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター「ひだまり」相談支援員等、関係機関との連携を図る。
- (6) 保護者と連携した早期発見
 - ・生活ノートや電話連絡、教育相談等できめ細かく実施する。
- (7) 地域と日常的に連携した早期発見
 - ・Webページの充実、地域行事等への参加、関係機関との情報共有等で地域との連携を図る。

2. 気付いた情報を確実に共有する取組

- (1) いじめの状況の報告・連絡・相談を確実に行う。
 - ・いじめに係る情報（いじめの疑いを含む）は私見や憶測を交えず、客観的な事実と課題を速やかに報告・連絡・相談することを徹底する。
- (2) 管理職がいじめに係る情報を確実に把握できる組織体制づくりを行う。
 - ・担任や学年主任、部活動顧問等が把握した、いじめをはじめとする生徒指導上の全ての情報について、生徒指導主事、学年主任等に報告し、その情報はすべて最終的に校長及び教頭、いじめ対策委員会で確認できるルートを日頃から教職員全員で自覚できるよう、繰り返し確認する。
- (3) 定期・不定期に情報交換の機会をつくる。
 - ・生徒指導委員会（週1回水曜日）の開催
 - ・運営委員会の開催（週1回水曜日・生徒指導委員会後）
 - ・いじめ対策委員会の開催（随時）
 - ・スクールカウンセラーだよりの発行（随時）
 - ・学年会議の開催（定例…週1回月曜、臨時…随時）

第6. 早期解消に向けた取組

【基本姿勢】

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早急に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

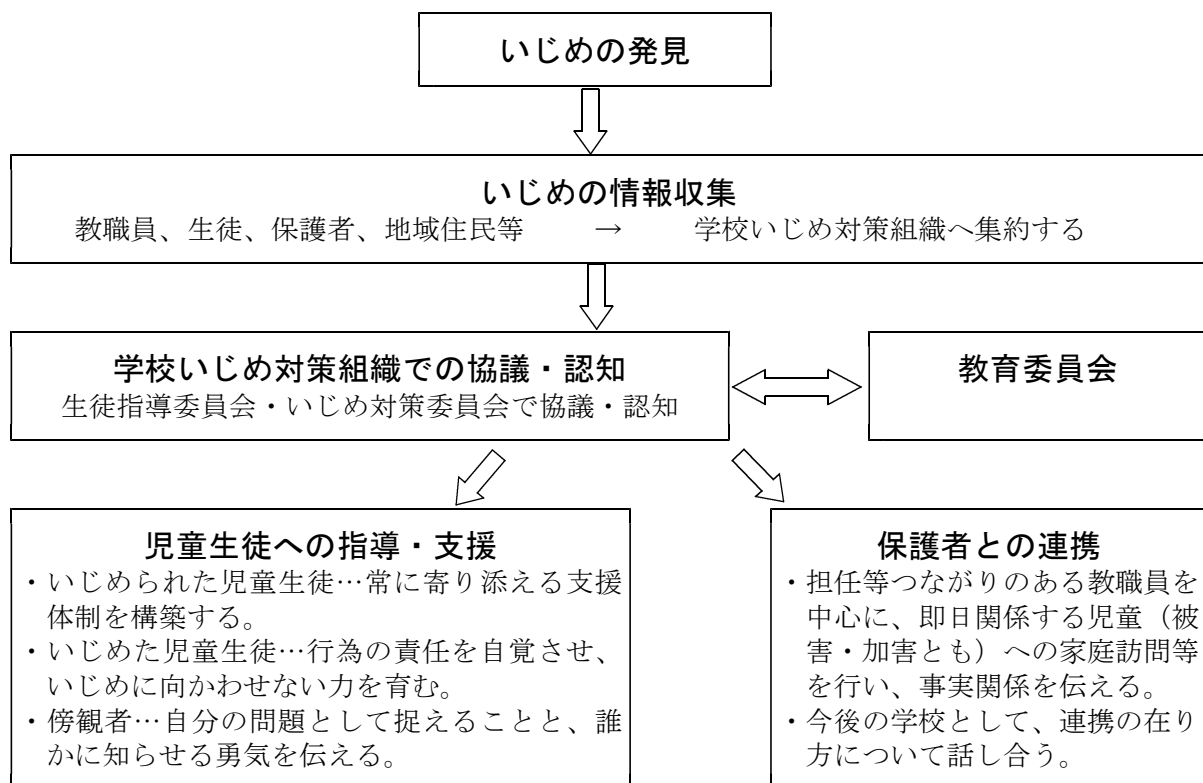
1. 情報に基づき、速やかに対応する取組

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応について教職員間で共通理解し、即時に対応できるようにする。

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われるような行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
- ・確認した結果、いじめと判断された場合には、生徒指導主事が中心となり、「報告書（第一報）」を作成し、校長が教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為であることも踏まえ、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は必要に応じた外部機関連携を迅速に行う。

第7. いじめに対する措置

1. いじめの発見から解決までの指導の流れ



2. いじめの被害者、その保護者への支援

- (1) いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う。その際、いじめられている生徒を支援し守り通す姿勢をつらぬき、当該生徒の安心感と自尊感情を高めるよう留意する。生徒の個人情報の取扱いには十分注意する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (2) 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (4) いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、教育委員会の指示を仰ぎながら、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- (5) 状況に応じ、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を仰ぐ。
- (6) 少なくとも3ヶ月以上いじめが止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で、いじめが解消されたと判断する。担任などが該当の生徒と保護者に聞き取りを行い、その旨を記録していじめ対策委員会で確認する。

- (7) いじめが解決した後でも、生徒の様子を観察したり、保護者と連絡を取り合ったりするなど、継続支援を行う。

3. 加害生徒、その保護者への助言

- (1) いじめに加害者として関わった生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を確認した後、学校は迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (2) いじめに加害者として関わった生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行う。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

4. いじめを見ていた生徒への働きかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対しては、いじめを自分自身に関わる問題として捉えさせ、たとえいじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう意識を高める。
- (2) 学級活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを、実感をもって意識できるようにする。

5. 関係機関との連携

- (1) 重大事態として取り扱われるべきいじめ事案に関しては、婦恋村教育委員会、吾妻教育事務所、吾妻警察署等と連携して毅然とした態度で対応する。

第8. いじめ防止対策の組織

◎本校におけるいじめ対策組織の名称を「いじめ対策委員会」とする。

1. 目的

本委員会は、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を、組織的かつ継続的に推進し、生徒が安心して学び、健やかに成長できる学校環境を確保することを目的とする。また、教職員、保護者及び関係機関との連携を図りながら、いじめを許さない学校風土の醸成と、生徒一人ひとりの人権が尊重される学校づくりを推進する。

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織において情報を共有し、組織として対応していくものとする。

2. 組織の構成

- ・本組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できるようにする。
- ・本組織は、「婦恋中学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し及び本校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等について PDCA サイクルで検証を行う。
- ・本組織の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（所属学年の主任を兼ねる）、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとし、平時においては生徒指導委員会を構成する。

3. 役割

いじめ事案発生時は、24時間以内に緊急開催とする。いじめ対策委員会の座長は校長とする。

○いじめ事案に対する対応に関すること

- (事実及び対応方針の確認、報告書等の作成、解消時の確認、いじめ関係生徒の様子確認等)
- いじめの未然防止・早期発見に関すること
 - いじめ防止基本方針に沿った運営の進捗状況
 - いじめに関する教職員研修、生徒向け講習会等に関すること

4. 役割に応じた対応

(1) 校長・教頭

- ・学校基本方針を提示し、組織的な対応ができるようにリーダーシップを発揮する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高める働きかけを行う。
- ・学校だよりや Web ページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信する。
- ・いじめ対策委員会を主宰し、議事録を作成する。

(2) 生徒指導主事

- ・いじめの問題について校内研修（いじめ問題対策研修会）の内容を提案、協議し、運営の中心となる。
- ・生徒指導委員会を主催する。
- ・生徒指導委員会の中で、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いにかかわる情報があった時には、緊急に生徒指導委員会を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応・方針の決定と保護者との連携といった対応を、生徒指導委員会を中心として組織的に実施する。
- ・関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 学年生徒指導担当

- ・いじめに関する学年の状況報告、アンケートの集約等を行う。
- ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告する。

(4) 教育相談主任

- ・教育相談等の実施状況の報告を行う。
- ・気になる生徒への働きかけについて、対応の提案を行う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、相談計画の提案等を行う。

(5) 養護教諭

- ・保健室における相談状況等の報告を行う。
- ・保健室の活用についての提案を行う。

(6) スクールカウンセラー

- ・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢等への評価及び提案を行う。
- ※来校日との関連で後日、校長から報告し助言を求める。

(7) スクールソーシャルワーカー

- ・加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の態勢、家庭、学校、地域、制度等の調整に係る評価及び提案を行う。
- ※来校日との関連で後日、校長から報告し助言を求める。

5. 年間計画の策定（PDCAサイクルを含む）

(1) いじめに関する研修

- ・年間に3回程度、いじめ問題対策研修会を実施する。

(2) 教育相談を計画的に実施する。

- ・生徒と担任との教育相談
- ・担任とスクールカウンセラーとのコンサルテーション

※教育相談主任がスクールカウンセラーと協議して計画を立案する。

(3) 学校評価の実施と改善

- ・学校評価におけるいじめに関する項目（未然防止・早期対応）について分析し、実態を把握するとともに改善策を提案する。

第9. インターネット上のいじめへの取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める。また、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に

応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

1. いじめ防止の取組(未然防止)

(1) 情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教育を推進するにあたっては、インターネット等を通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用し的確な判断ができるように留意する。
- ・情報モラル教育の実践にあたっては、教育課程全体を情報モラル教育の視点で見直し、学習活動を具体化していく。
- ・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを身に付けられるように、各教科等で計画的に指導に取り組む。

①判断力……利用するサイトが安全か、危険かを判断する力

②自制力……どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力

③責任能力…インターネット上での自分の言動に責任を持つ力

④想像力……未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

(2) 講習会等の活用

- ・年度1回は以下のいずれかの方法で実施する。
(外部講師を活用した生徒向けの情報モラル講演会。PTA向けの情報モラル研修会。校内担当者における生徒・保護者向け講習会)
- ・生徒指導委員会やいじめ対策委員会で計画の立案を行う。

2. 早期発見の取組

- (1) いじめによる被害の拡大を避けるため、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに警察署に連絡を行う。
- (2) 警察署や関係機関の取組についても保護者や生徒に周知する。

3. いじめに対する措置

第7 いじめに対する措置に同じ

第10. 重大事態への対処

1. 重大事態の認識

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、孺恋村教育委員会に報告する。

〈重大事態〉

1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企図した場合等) **〈生命心身財産 重大事態〉**
 2. いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安) **〈不登校 重大事態〉**
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと認識して報告・調査等に当たるものとする。

2. 組織としての対応(調査・報告等)

- ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・生徒指導事案に関わる指導の記録や、学校と保護者とのやりとり等の記録を作成する。
- ・重大事態の発生を判断する主体は、孺恋村教育委員会である。
- ・重大事態が発生した場合、速やかにその旨を教育委員会に報告し、教育委員会は首長まで重大事態が発生した旨を報告する。
- ・調査組織は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行える構成とし、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであり、教育委員会が選定し、学校に派遣する。
- ・事前に説明した方針に沿って、被害生徒・保護者に調査結果を説明する。
- ・加害者側への情報提供に係る方針について生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。